

# 青森県報

第三千九百八十四号

平成二十七年  
四月十七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) ……	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) ……	一
右 同……………	(同) ……	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) ……	二
右 同……………	(同) ……	二
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………	(水産振興課) ……	三
公 告		
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………	(総務学事課) ……	四
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(商工政策課) ……	四
ヘリコプターテレビ用機上設備の購入に係る一般競争入札……………	(警察本部 会計課) ……	五
雑 報		
平成二十六年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第二号)ほか四件及び平成二十七年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領……………	(新産業都市建設事業団) ……	七

## 告 示

青森県告示第二百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
榊引医院	平川市町居山元九五の三	平成二六・二・三〇
代官町調剤薬局	弘前市大字代官町一〇六	〃

青森県告示第二百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
内科種市病院	八戸市大字是川字土間沢一	平成二六・一〇・三
金子整形外科	弘前市大字富田三丁目四の四	二六・一・一
加藤レディースクリニック	つがる市木造赤根一三の一四三	二六・三・一
医療法人待陽会榊引医院	平川市町居町居山元九五の三	〃

医療法人あおもりデンタルケア 代官町調剤薬局 仙真堂薬局 八戸日赤前店	八戸市売市四丁目五の一九 弘前市大字代官町一〇六 八戸市大字田面木字下田面木四二の一	二六・二・一 二六・三・一 "
---	--	-----------------------

青森県告示第二百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所	事業所名	主たる事業所の所在地	事業所名	所在地	指定年月日
	医療法人はらだクリニツク	三戸郡南部町大字吉米地字白山堂一三の二	はらだクリ訪問看護ステーション	三戸郡南部町大字吉米地字白山堂一三の二	平成二六・九・一

青森県告示第二百八十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

櫛引医院 代官町調剤薬局	平川市町居山元九五の三 弘前市大字代官町一〇六	平成二六・二・三〇 "
-----------------	----------------------------	----------------

青森県告示第二百八十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
内科種市病院	八戸市大字是川字土間沢一	平成二六・一〇・三
加藤レディースクリニツク	つがる市木造赤根一三の一四三	二六・三・一
医療法人あおもりデンタルケア	八戸市売市四丁目五の一九	二六・二・一
仙真堂薬局 八戸日赤前店	八戸市大字田面木字下田面木四二の一	二六・三・一

青森県告示第二百八十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当

当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事業所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人はらだクリニツク	三戸郡南部町大字吉米地字白山一三の二	はらクリ訪問看護ステーション	三戸郡南部町大字吉米地字白山一三の二	平成 二六・九一

青森県告示第二百八十三号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表八戸第一区域の項を次のように改める。

八戸第一区域 八戸みなと漁業協同組合 の地区のうち 八戸市の 区域	1 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業及び総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行うまき網漁業 2 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行ういかつり漁業 3 総トン数二十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業 4 小型定置漁業 5 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
--	---

二の表八戸市南浜区域の項を次のように改める。

八戸市南浜区域 八戸市南浜漁業協同組合	1 内水面以外の水面において網漁具を水深二十七メートル以上の水中に定置して主としてさけ
------------------------	---

の地区

2 をとる漁業  
あつて、主としてまだら底はえなわ漁業

二の表右屋区域の項を次のように改める。

右屋区域 岩屋漁業協同組合の地区	2 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 小型定置漁業
---------------------	-----------------------------------

二の表大畑町区域の項を次のように改める。

大畑町区域 大畑町漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 2 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行ういかつり漁業 3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてえ縄漁業 4 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてかき網漁業 5 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまぐるはえなわ漁業 6 小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業 7 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業 8 底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業 9 底建網漁業といかつり漁業以外の漁業を併せ営む漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業 10 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業 11 底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
-----------------------	---

二の表易国間区域の項を次のように改める。

易国間区域 易国間漁業協同組合の地区	1 小型定置漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
-----------------------	--

二の表風合瀬区域の項を次のように改める。

風合瀬区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業で
-------	------------------------

風合瀬漁業協同組合の地

2 あつて、主として一本釣及び刺網漁業  
底建網漁業

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十七年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十七年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

南町複合商業施設

三沢市南町二丁目三三の三〇二〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 井上恵右

2 NTTファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目二の一

代表取締役 前田幸一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 井上恵右

2 株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一

代表取締役 鶴羽順

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十二月三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、九九〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

二一六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

六〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

二五・一四平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二四・三〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社デンコードー

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

(二) 株式会社ツルハ

開店時刻 二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十七年四月二日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十七年四月十七日から同年八月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年八月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
ヘリコプターテレビ用機上設備の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

ヘリコプターテレビ用機上設備 一式

二 納入期限

平成二十七年十一月三十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成二十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を提出し、その内容が適正な者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十七年五月十八日までに青森県警察本部警務部会計課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。



(一) (二)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部警務部会計課調度係

電話 〇一七 七二三 四二一一

4 提出部数 一部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部警務部会計課調度係

電話 〇一七 七二三 四二一一

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十七年六月一日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階 第二会議室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月)

月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Airborne camera and telecommunication equipment for helicopter television System

2 Place of delivery:

As shown in the tender documentation

3 Due date:

30 November, 2015

4 Time limit for tender:

1 June, 2015

(Please refer to a bid manual in time.)

5 Contact Point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
Japan  
TEL 017-723-4211

雑 報

青森県事業団公告第二号

平成二十七年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百五回定例会の議を経た平成二十六年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第二号)ほか四件及び平成二十七年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領を地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年四月十七日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第2号)

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,393千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款       | 項         | 補正前の額           | 補正額             | 計               |
|---------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 3 諸 収 入 |           | 千円 <sub>1</sub> | 千円 <sub>4</sub> | 千円 <sub>5</sub> |
|         | 1 預 金 利 子 | 1               | 4               | 5               |
| 歳 入 合 計 |           | 29,389          | 4               | 29,393          |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|-------|-----|---|
|---|---|-------|-----|---|

|         |          |              |         |              |
|---------|----------|--------------|---------|--------------|
| 1 事業団費  |          | 千円<br>29,389 | 千円<br>4 | 千円<br>29,393 |
|         | 1 事業団運営費 | 29,389       | 4       | 29,393       |
| 歳 出 合 計 |          | 29,389       | 4       | 29,393       |

## 平成26年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)     | (既決予定額)     | (補正予定額) | ( 計 )       |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| 収 入       |             |         |             |
| 第1款 事業収益  | 1,193,598千円 | 90千円    | 1,193,688千円 |
| 第2項 営業外収益 | 4,598千円     | 90千円    | 4,688千円     |
| 支 出       |             |         |             |
| 第1款 事業費用  | 808,970千円   | 8,939千円 | 800,031千円   |
| 第1項 営業費用  | 808,970千円   | 8,939千円 | 800,031千円   |

## 平成26年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)     | (既決予定額)   | (補正予定額)  | ( 計 )    |
|-----------|-----------|----------|----------|
| 収 入       |           |          |          |
| 第1款 事業収益  | 119,278千円 | 36,607千円 | 82,671千円 |
| 第1項 営業収益  | 36,624千円  | 36,624千円 | 0千円      |
| 第2項 営業外収益 | 82,654千円  | 17千円     | 82,671千円 |
| 支 出       |           |          |          |
| 第1款 事業費用  | 21,641千円  | 21,289千円 | 352千円    |
| 第1項 営業費用  | 21,389千円  | 21,289千円 | 100千円    |

(資本的収入及び支出)

第3条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)     | (既決予定額)     | (補正予定額)     | ( 計 ) |
|-----------|-------------|-------------|-------|
| 支 出       |             |             |       |
| 第1款 資本的支出 | 1,197,000千円 | 1,197,000千円 | 0千円   |



第1項 長期借入金償還金 1,197,000千円 1,197,000千円 0千円

平成26年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)     | (既決予定額)   | (補正予定額)  | ( 計 )     |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 収 入       |           |          |           |
| 第1款 事業収益  | 115,618千円 | 15,560千円 | 100,058千円 |
| 第1項 営業収益  | 15,561千円  | 15,561千円 | 0千円       |
| 第2項 営業外収益 | 100,057千円 | 1千円      | 100,058千円 |
| 支 出       |           |          |           |
| 第1款 事業費用  | 15,104千円  | 14,947千円 | 157千円     |
| 第1項 営業費用  | 15,047千円  | 14,947千円 | 100千円     |

平成26年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)     | (既決予定額)   | (補正予定額)   | ( 計 )     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入       |           |           |           |
| 第1款 事業収益  | 621,712千円 | 123,878千円 | 745,590千円 |
| 第1項 営業収益  | 621,700千円 | 123,000千円 | 744,700千円 |
| 第2項 営業外収益 | 12千円      | 878千円     | 890千円     |
| 支 出       |           |           |           |
| 第1款 事業費用  | 268,527千円 | 151,260千円 | 419,787千円 |
| 第1項 営業費用  | 244,504千円 | 154,564千円 | 399,068千円 |
| 第2項 営業外費用 | 24,023千円  | 3,304千円   | 20,719千円  |

平成27年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

平成27年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,986千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款                 | 項         | 金 額         |
|-------------------|-----------|-------------|
| 1 分 担 金 及 び 負 担 金 |           | 千円<br>6,984 |
|                   | 1 負 担 金   | 6,984       |
| 2 繰 越 金           |           | 1           |
|                   | 1 繰 越 金   | 1           |
| 3 諸 収 入           |           | 1           |
|                   | 1 預 金 利 子 | 1           |
| 歳 入 合 計           |           | 6,986       |

歳 出

| 款         | 項             | 金 額         |
|-----------|---------------|-------------|
| 1 事 業 団 費 |               | 千円<br>6,986 |
|           | 1 事 業 団 運 営 費 | 6,986       |
| 歳 出 合 計   |               | 6,986       |

平成27年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

平成27年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款         | 項         | 金 額     |
|-----------|-----------|---------|
| 1 事 業 収 入 |           | 千円<br>5 |
|           | 1 臨 海 収 入 | 3       |
|           | 2 市 川 収 入 | 2       |
| 歳 入 合 計   |           | 5       |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---|---|-----|
|---|---|-----|

|           |             |         |
|-----------|-------------|---------|
| 1 事 業 支 出 |             | 千円<br>5 |
|           | 1 臨 海 事 業 費 | 3       |
|           | 2 市 川 事 業 費 | 2       |
| 歳 出 合 計   |             | 5       |

## 平成27年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 収 入       |           |
| 第1款 事業収益  | 266,428千円 |
| 第1項 営業収益  | 260,940千円 |
| 第2項 営業外収益 | 5,488千円   |

|          |          |
|----------|----------|
| 支 出      |          |
| 第1款 事業費用 | 89,725千円 |
| 第1項 営業費用 | 89,725千円 |

## 平成27年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 収 入       |           |
| 第1款 事業収益  | 119,278千円 |
| 第1項 営業収益  | 36,624千円  |
| 第2項 営業外収益 | 82,654千円  |

|           |          |
|-----------|----------|
| 支 出       |          |
| 第1款 事業費用  | 21,620千円 |
| 第1項 営業費用  | 21,389千円 |
| 第2項 営業外費用 | 231千円    |

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 収 入          | 0千円         |
| 支 出          |             |
| 第1款 資本的支出    | 1,342,000千円 |
| 第1項 長期借入金償還金 | 1,342,000千円 |

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、3,900,000千円と定める。

平成27年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 収 入       |           |
| 第1款 事業収益  | 115,580千円 |
| 第1項 営業収益  | 15,561千円  |
| 第2項 営業外収益 | 100,019千円 |
| 支 出       |           |
| 第1款 事業費用  | 15,066千円  |
| 第1項 営業費用  | 15,047千円  |
| 第2項 営業外費用 | 19千円      |

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|              |           |     |
|--------------|-----------|-----|
| 収 入          |           | 0千円 |
| 支 出          |           |     |
| 第1款 資本的支出    | 300,000千円 |     |
| 第1項 長期借入金償還金 | 300,000千円 |     |

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

平成27年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 収 入       |           |
| 第1款 事業収益  | 815,226千円 |
| 第1項 営業収益  | 813,477千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,749千円   |
| 支 出       |           |
| 第1款 事業費用  | 484,529千円 |
| 第1項 営業費用  | 479,547千円 |
| 第2項 営業外費用 | 4,982千円   |

(一時借入金)

第3条 一時借入金の限度額は、670,000千円と定める。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号  
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七十七号 東奥印刷株式会社  
定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行